

錦江町農業委員会 10 月定例総会会議録

○ 開催日時 令和 3 年 10 月 25 日（月） 午後 1 時 3 0 分から

○ 開催場所 本庁 2 階会議室

○ 委員（農業委員 14 人、農地利用最適化推進委員 8 人）

会長	1 番	宿利原 勝吉
会長代理	2 番	鈴 一磨
委員	3 番	徳永 哲朗
委員	4 番	毛下 利美
委員	5 番	鳥越 秀一
委員	6 番	元丸 敏朗
委員	7 番	寺田 郁哉
委員	8 番	貫見 和洋
委員	9 番	内菌 雄治
委員	1 0 番	鍋 康博
委員	1 1 番	本釜 好子
委員	1 2 番	宿利原 進
委員	1 3 番	安水 純一
委員	1 4 番	坂元 博美

農地利用最適化推進委員	内菌 政文
農地利用最適化推進委員	山中 徹
農地利用最適化推進委員	水流 佳文
農地利用最適化推進委員	竹原 政洋
農地利用最適化推進委員	畠中 正秋
農地利用最適化推進委員	折小野 道男
農地利用最適化推進委員	横原 利己
農地利用最適化推進委員	弓指 義洋

○ 欠席

農業委員 鳥越委員

○事務局職員 事務局長 落司 毅 書記 折久木まり子・山下 友幸

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第21号 農地法第3条許可申請について

議案第22号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町町に対する要請について

議案第23号 非農地証明について

議案第24号 地籍調査事業に伴う農地の地目変更の協議について

○事務局長	只今から令和3年度10月の定例総会を開催します。 姿勢を正してください。一同、礼。 次に、憲章朗読を徳永委員、よろしくお願いいたします。
○徳永委員	錦江町農業委員会憲章朗読
○事務局長	はい、ありがとうございました。次に会長挨拶をお願いいたします。
○会長	皆さんこんにちは。今朝ほどの雨は恵みの雨になったんじゃないかと思いますが、皆さんには忙しい中出席くださりまして、ありがとうございました。それでは、ただいまより令和3年10月の錦江町農業委員会の議事を開催いたします。先ほど出ました鳥越さんの欠席であります。錦江町農業委員会会議規則第8条の規定による、総会は成立していることをお知らせします。それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名に、3番徳永委員と6番元丸委員を指名しますのでよろしくお願いいたします。次に、「会務報告について」を議題としますので、事務局の報告をお願いいたします。
○事務局長	はいそれでは総会資料の1ページをごらんいただきたいと思います。まず、21日、現地調査を行いました。非農地証明願が出ている分の現地調査でございました。事務局と弓指委員と鍋委員の4名で現地確認をしたところです。続いて25日、本日ですけれども10月の定例総会、続いて明日26日ですけれども定例監査が実施されます。その翌日27日ですけれども、南部指導農業士会新規就農者巡回訪問がございます。事務局で対応したいと思います。続いて28日、大隅地区農業委員会事務局長会議ということで、財部まで私が行ってまいりたいと思います。会務報告は以上です。
○会長	ただいまの会務報告について、質問等はありませんか。
○委員	無し
○会長	無いようですので、以上で会務報告を終わり、付議事項に入ります。議案第21号「農地法第3条許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いいたします。
○事務局長	はい。それでは資料は3ページでございます。3条許可申請ということで、2件ほどまいっております。まず受付番号7番ですけれども、譲渡人が〇〇さん、千葉県の方でございます。申請に係る土地が3筆ございます。お目通しをお願いしたいと思います。譲受人は〇〇さん。猪鹿倉の方でございます。続いて受付番号8番。譲渡人が、〇〇となっております。申請に係る土地が2筆ございます。お目通し願いたいと思います。譲受人は、〇〇さん、中村自治会でございます。説明は以上です。
○会長	次に受付番号7番について、元丸委員の報告をお願いいたします。
○元丸委員	はい、報告します。この件は、〇〇さんと〇〇さんは親戚でありまして、〇〇さんがもう以前から、約40年管理していたということでもあります。今回、

	<p>また〇〇さんのほうからお願いがあつて、名義変更したということでありま す。〇〇さんはひとり暮らしであります。管理もしっかりされておりまして、 何ら問題ないと思っておりますので、よろしく申し上げます。これはもう、こ れを見てわかりますとおり、面積も小さいところでありまして、お互いに親 戚でありまして、ただで貰ったということでもあります。以上です。よろしくお 願いします。</p>
○会長	<p>ありがとうございました。次に、受付番号8番については鍋委員の報告をお 願いいたします。</p>
○鍋委員	<p>はい、説明いたします。初めに今回の場所ですが、田代の大原地区になりま して現在、廃校となっている。大原中学校のすぐ近くになります。今回の譲渡 人の〇〇の代表者と、譲り受け人の〇〇さんは同一人物になります。また、こ の〇〇さんは〇〇の代表者でもあります。異業種への参入ということで、だい ぶ前に農業分野へ進出されました。そのときに別途に独立した形で〇〇が創設 されております。主に甘藷作に熱心に取り組まれておられました。しかしなが ら、四、五年ほど前から、本業の〇〇業の多忙化と同時に従業員の方々の高齢 化や人手不足等もあらわれ始め、徐々に規模の縮小をされてこられました。現 在は会社としての〇〇は、稼働を休業しているとのことですが、このようなこ とから、今回、ここの農地につきましては所有権を個人に移して、その上で農 地の利用を図っていききたいというような思いから申請をされたそうです。終わ りに売買価格ですが、これは無償譲渡ということでした。以上で終わります。</p>
○会長	<p>事務局の説明と担当員の報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
○委員	<p>無し</p>
○会長	<p>質疑なしと認め採決をいたします。お諮りします。議案第21号については 原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p>
○会長	<p>異議なしと認めます。したがいまして、議案第21号については原案のと おり許可することに決定しました。続いて議案第22号「農業経営基盤強化促進 法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の錦江町に対する要請につ いて」を議題としますが、ここでお諮りします。資料のとおり、この議案は 58筆の審議となっておりますので、6回に分けて審議したいと思います。が、 異議ございませんか。</p>
○委員	<p>無し</p>
○会長	<p>異議なしと認めます。それでは、受付番号313番と314番について、事務局 の説明をお願いいたします。</p>
○事務局長	<p>はい。それでは5ページをごらんいただきたいと思ひます。313番と314番、 譲受人は同一人物でございます。〇〇さん、山下自治会の方でございます。ま ず313番の貸し人のほうですけれども、〇〇さん、笹原自治会の方ございま す。申請地はお目通し願ひたいと思ひます。貸し付けに関しましては、令和3</p>

	<p>年 10 月 26 日から、令和 13 年 12 月 14 日まで、小作料金は〇〇円となっております。続いて 314 番ですが、貸し人が、〇〇さん、笹原自治会の方でございます。申請地はお目通し願います。貸付に関しましては、令和 3 年 10 月 26 日から令和 13 年 12 月 14 日となっております。事務局の説明は以上です。</p>
○会長	<p>次に鈴委員の報告をお願いいたします。</p>
○鈴委員	<p>この件は、〇〇さんという方は、〇〇さんの、息子さんの嫁さんでございまして、新規就農者に、申請をするということで、そのための、申請でございます。作物はパパイヤをつくと、いうことでございますけれども、まだ、現在は、ほとんど就農をしておられません。来年からということになるそうでございます。よろしく願います。</p>
○会長	<p>事務局の説明と、担当委員の報告がありました、質疑はありませんか。</p>
○折小野推進委員	<p>〇〇さんは新規農業者ですね。</p>
○鈴委員	<p>そうです。</p>
○折小野推進委員	<p>新規で農業を始めるということですね。田代の山下にも、3 反ぐらい。今度新規で借りるということで、申し込みがありました。それもパパイヤを植えるという条件でした。もともと田代の人で近くに土地があるってということで、希望されました。</p>
○会長	<p>ほかにありませんか。</p>
○委員	<p>無し</p>
○会長	<p>質疑なしと認め採決をいたします。受付番号 313 番と 314 番については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p>
○委員	<p>無し</p>
○会長	<p>異議なしと認めます。したがって、受付番号 313 番と 314 番については原案のとおり許可することに決定しました。次に受付番号 315 番から 321 番について審議しますので、事務局の説明をお願いいたします。</p>
○事務局長	<p>はい、315 番から 321 番についてですが、借り人は全て同じ会社、〇〇となっております。貸し人のほうを主に説明をさせていただきます。315 番は貸し人が〇〇さん、鹿屋市の方でございます。申請地はお目通し願います。貸付期間が令和 3 年 12 月 15 日から令和 8 年 12 月 14 日まで、小作料金が〇〇円となっております。続いて 316 番、貸し人が〇〇さん、京都府の方でございます。申請地はお目通し願いたいと思います。貸付期間が令和 3 年 12 月 15 日から令和 8 年 12 月 14 日まで、小作料金が〇〇円となっております。続いて 317 番、貸し人が〇〇さん、神川新町の方でございます。申請地は同じくお目通し願います。貸付期間が、令和 3 年 12 月 15 日から令和 8 年 12 月 14 日まで、小作料金が〇〇円となっております。続いて 318 番と 319 番ですが、貸し人が、〇〇さん、鹿屋市の方でございます。申請地は 2 筆ございます。お目通し願いま</p>

	<p>して、貸付期間が令和3年12月15日から令和8年12月14日まで。2筆合わせて〇〇円の小作料金となっております。続いて320番と321番、貸し人が〇〇さん、厚ヶ瀬自治会の方でございます。申請地は2筆ございます。お目通し願いまして、貸付期間が令和3年12月15日から令和8年12月14日まで。小作料金が2筆で〇〇円となっております。説明は以上です。</p>
○会長	<p>次に、徳永委員の報告をお願いしますが、本釜委員並びに宿利原委員の分まで一括して報告をしてください。</p>
○徳永委員	<p>はい。報告します。この全ての契約が新規となっておりますが、現在、〇〇の代表の〇〇さんが個人名で、現在契約して栽培している場所です。今回、これを法人の〇〇と契約し直すということで、新規扱いになりました。契約し直す理由は、〇〇さん。法人の認定農業者として、法人化したいということでありまして、そこで新しく新規し直したという内容です。この合同会社、〇〇さんのところは、シキミ、サカキなどの生産から販売まで実施しておる会社ですので、農地所有適格法人に該当するというので、問題ないというふうに思います。現在、契約して生産中ですので、何ら問題ないというふうに考えております。以上です。</p>
○会長	<p>事務局の説明と、担当委員の報告がありました。質疑はありませんか。</p>
○委員	<p>無し</p>
○会長	<p>質疑なしと認め採決いたします。受付番号315番から321番については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p>
○委員	<p>無し</p>
○会長	<p>異議なしと認めます。したがって、受付番号315番から321番については、原案のとおり許可することに決定しました。次に、受付番号322番と323番について審議しますので、事務局の説明をお願いいたします。</p>
○事務局長	<p>それでは322番と323番について説明をいたします。貸し人が〇〇さん、六反田自治会でございます。申請地のほうはごらんいただきまして、借り人のほうは〇〇さん、〇〇さんの息子さんでございます。貸付期間が令和3年10月26日から令和8年12月14日まで、小作料金は〇〇円となっております。説明は以上です。</p>
○会長	<p>次に、11番本釜委員の報告をお願いいたします。</p>
○本釜委員	<p>報告いたします。〇〇君は、〇〇さんの息子さんです。新規就農者でもあり、今頑張っているところなんです。どうぞよろしく願いいたします。</p>
○会長	<p>事務局の説明と担当員の報告はありますが、質疑ありませんか。</p>
○委員	<p>無し</p>
○会長	<p>質疑なしと認め採決します。受付番号322番と323番については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p>
○委員	<p>無し</p>

○会長	異議なしと認めます。したがいまして、受付番号 322 番と 323 番については、原案のとおり許可することに決定しました。次に受付番号 324 番から 354 番について審議しますので、事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	はい、資料は 6 ページからになります、ほとんどが継続案件でございます。したがいまして件数が多いですので、新規についてのみ説明をさせていただきます。まず、6 ページの 324 番と 325 番ですが、貸し人が〇〇さん。鹿児島市の方でございます。申請地が 2 筆ございますので、お目通し願いまして、貸付期間が令和 3 年 12 月 15 日から令和 8 年 12 月 14 日まで、小作料金は、米を粳で〇〇キロということでございます。借り人は〇〇さん、鹿屋市の方でございます。続いて同じページの 328 番と 329 番ですけれども、貸し人が〇〇さん、鳥浜自治会の方でございます。申請地が 2 筆ございますので、お目通し願います。貸付期間が令和 3 年 12 月 15 日から令和 8 年 12 月 14 日まで。小作料金につきましては、2 筆分として、米を〇〇キロ、馬鈴薯を〇〇キロ。並びにお金で〇〇円というところがございます。借り人は〇〇さん、鳥浜自治会の方でございます。説明は以上です。
○会長	次に、内菌委員の報告をお願いしますが、事務局と同じく、新規案件のみ 324 番と 325 番、並びに、328 番と 329 番についての報告をお願いいたします。
○内菌委員	はい。まずはこの 324 番と 325 番の案件ですが、これも、これは貸し人と変わらぬので、契約を取り決めてきた案件です。耕作者の〇〇さんは、農地も農地周りもきれいに整備されていて何ら問題ないと思います。審議のほどよろしく願います。続きまして、328 番・329 番の案件ですが、この借り人と貸し人の 2 人は友人関係にあります。小作料金がちょっと高いんじゃないかと、2 人に言ったんですけど、2 人で決めたことなので何ら問題ないということでした。〇〇さんも、耕作地も耕作地周りも、きれいに整備されているので、何ら問題ないと思います。審議のほどよろしく願います。以上です。
○会長	事務局の説明と担当員の報告がありましたが、質疑はありませんか。ありませんか。
○徳永委員	ちょっといいですか。内菌さん、353・354 の、この〇〇さんの土地を借りてる〇〇さんなんですけど、現地がね。この 1 年、耕作してない。状態。なんだけどね。今回も、A の a で、判定したんですけどね。耕作されるのかな、ちょっと確認をしてください。
○内菌委員	多分あれじゃないですか。牛の飼料だと思います。
○徳永委員	1 年近く耕作してないとおもいますが。
○内菌委員	息子さんが今、主にやってるんですけど、彼はしっかり機械も持ってて、耕作しているということでしたけれども、現地には自分も行っていないのでわからないんですけど。大丈夫だと思います。1 年耕作してないかしないかわかんないんですけど、牛の飼料を植えているとですね、なかなかこう、すぐ切りに行けなかったりして、荒れたように見えるんですけど、それを刈ってしまえば結

	構きれいになるんですよ。そういうところが多々あります。はい。
○会長	ほかにありませんか。
○委員	無し
○会長	質疑なしと認め採決をいたします。受付番号 324 番から 354 番については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	無し
○会長	異議なしと認めます。したがいまして受付番号 324 番から 354 番については原案のとおり許可することに決定しました。次に受付番号 355 番と 356 番については審議しますので、説明をお願いいたします。
○事務局長	はい 355 番ですが、貸し人が〇〇さん、大阪府の方でございます。申請地はお目通し願ひまして、貸付期間が令和 3 年 10 月 26 日から令和 8 年 12 月 14 日まで、小作料金が〇〇円。借り人は〇〇さん、上之宇都自治会でございます。356 番につきましては、継続案件となっております。お目通しを願ひしたいと思ひます。説明は以上です。
○会長	次に、山中推進委員の報告をお願いいたします。
○山中推進委員	この案件については以前耕作されていた方が返すということで、新たに〇〇さんに声をかけたところ、引き受けていただきました。認定農業者でもあり綺麗な耕作をされる方でありますので何ら問題ないと思ひます。以上です。
○会長	事務局の説明と担当員の報告がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	無し
○会長	質疑なしと認め採決いたします。受付番号 355 番と 356 番については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	無し
○会長	異議なしと認めます。したがいまして、受付番号 355 番と 356 番については、原案のとおり許可することに決定しました。次に受付番号 357 番から 379 番について審議しますので、事務局の説明をお願いいたします。
○事務局長	はい。それでは 357 番から 379 番について説明いたしますが、これもほとんどが継続案件でございますので、新規案件のみ説明をさせていただきます。まず 359 番ですが、貸し人が〇〇さん、表木自治会の方でございます。申請地につきましてはお目通し願ひます。貸付期間が令和 3 年 12 月 1 日から令和 8 年 11 月 30 日まで、小作料金は〇〇円となっております。続いて 9 ページに移っていただきまして 1 番下の 370 番、貸し人が〇〇さん、猪鹿倉自治会の方でございます。申請地はお目通し願ひまして、貸付期間が令和 3 年 12 月 1 日から令和 8 年 11 月 30 日まで、小作料金が〇〇円となっております。ページをめくっていただきまして 10 ページですけれども、貸し人が〇〇さん、笹原自治会の方でございます。申請地は 9 筆ありますので、お目通し願ひたいと思ひます。貸付期間が令和 3 年 12 月 1 日から令和 8 年 11 月 30 日まで、小作料金について

	もそれぞれお目通し願いたいと思います。説明は以上です。
○会長	事務局の説明がありました。質疑はありませんか。
○委員	無し
○会長	質疑なしと認め採決をいたします。受付番 357 番から 379 番については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○会長	異議なしと認めます。したがって受付番号 357 番から 379 番については、原案のとおり許可することに決定しました。次に、議案第 23 号「非農地証明願について」を審議しますので、説明をお願いいたします。
○事務局長	はい。それでは資料は 12 ページをごらんいただきたいと思います。受付番号は 2 番でございます。申請人が〇〇さん、鹿児島市内の方でございます。申請に係る土地は大宇田代川原字早瀬、地番が 1,000 の 50、地目は台帳が田、現況が雑種地でございます。地積が 358 ㎡となっております。場所、については 13 ページをごらんいただきたいと思います。真ん中ほどに黒い線で囲ってある、ここが申請にかかる場所でございます。農振農用地ではありません。川際というような、場所でございます。説明は以上です。
○会長	次に、弓指推進の報告をお願いいたします。
○弓指推進 委員	これはですね、上原のほうから早瀬のほうへ抜ける道の横なんです。〇〇さん宅の隣、入り口に小屋が建っておりまして、石ころやら、砂利やら置いてありまして、川のほうからの竹もせき込みがあって、この前、事務局の方と、鍋さんと私で、見たんですけど、非農地と判断して、いいんじゃないかということだったんですけど、審議のほうを、よろしく願います。
○会長	事務局の説明と、担当員の報告ありましたが、質疑はありませんか。
○鈴委員	何年もこんなに荒れていたのですか。
○弓指推進 委員	私が担当してからもずっとこんな感じだったり、竹がずっと入り込んでくる状態です。
○会長	ほかにありませんか。
○委員	無し
○会長	質疑なしと認め採決いたします。議案第 23 号については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	無し
○会長	異議なしと認めます。したがって議案第 23 号については原案のとおり許可することに決定しました。次に、議案第 24 号、地籍調査事業に伴う農地の地目変更の協議について審議しますので、説明をお願いいたします。
○事務局長	はい。15 ページをごらんいただきたいと思います。これが町から農業委員会あての協議についての書類でございます。令和 2 年から 3 年度に、国土調査法に基づき、地籍調査を実施した区域の地目調査において、農地に関する地目変更について別紙のとおり協議いたしますということで、後で関連の地図もご

	<p>らんいただきたいと思いますが、令和3年11月12日金曜日までに文書にてご回答くださいますようお願いいたしますと、いうことで文書が来ております。場所は、大字田代麓の一部。字立神、大原地区です。農地から農地外へ、地目変更分が85件、農地外から農地へ地目変更分が22件、合わせて107件来ております。事務局のほうで図面を見ながら確認をいたしましたけれども、窓際のほうに地図を準備しておりますので、それぞれ確認をしていただければと思います。個別にお配りしなかったのは写真が余りにも大きかったからです。小さくすると場所がわからないというところで、実際目視で確認をしていただければと思います。よろしくをお願いします。</p>
○会長	<p>事務局の説明と、地図をごらんになったかと思いますが、何か質疑はありますか。</p>
○委員	<p>無し</p>
○会長	<p>質疑なしと認め採決いたします。お諮りします。議案第24号については原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p>
○会長	<p>異議なしと認めます。したがって議案第24号については原案のとおり決定しました。以上で令和3年10月錦江町農業委員会定例総会の富士公の協議を終了いたします。</p>

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

3 番

6 番

議事録調整者